



三重県公報

令和4年12月23日 (金)

第 374 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
67	三重県手数料条例の一部を改正する条例附則第三項の規則で定める日を定める規則	(食 品 安 全 課)	2
68	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子 育 て 支 援 課)	2
告 示			
816	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託を廃止する旨	(福 利 厚 生 課)	2
817	救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	3
818	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
819	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
820	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
821	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
822	放置自動車の廃物としての認定	(廃棄物・リサイクル課)	4
823	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
824	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	4
825	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
826	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	6
827	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	6
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(広 聴 広 報 課)	7

規 則

三重県手数料条例の一部を改正する条例附則第三項の規則で定める日を定める規則をここに公布します。
令和四年十二月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十七号

三重県手数料条例の一部を改正する条例附則第三項の規則で定める日を定める規則

三重県手数料条例の一部を改正する条例（令和三年三重県条例第十号）附則第三項の規則で定める日は、令和五年五月三十一日とする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和四年十二月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十八号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一号様式から第一号様式の二までの規定中

「

振込先口座	銀行コード	本・支店コード	普通・当座
	銀行・信用金庫・農協	本店・支店	口座番号 No.

」

を

「

振込先口座	銀行コード	本・支店コード	普通・当座
	銀行・信用金庫・農協	本店・支店	口座番号No.
	口座名義（フリガナ）		<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（次項において「旧細則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第816号

宮川福祉施設組合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託は、令和5年3月31日をもって廃止します。

令和4年12月23日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 817 号

次の病院を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院として認定しました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日	令和 5 年 1 月 29 日

三重県告示第 818 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
畠中医院	伊勢市大湊町 862	令和 4 年 7 月 1 日
いわはな歯科	桑名市青葉町 1 丁目 13 番	令和 4 年 12 月 1 日
田岡歯科医院	伊勢市岡本 1 丁目 5-12	令和 3 年 12 月 1 日
スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-2	令和 4 年 10 月 27 日
スギ薬局 河芸店	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	令和 4 年 11 月 10 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	令和 4 年 10 月 2 日

三重県告示第 819 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
畠中医院	伊勢市大湊町 862	令和 4 年 6 月 30 日
田岡歯科医院	伊勢市岩渕 1-1-29 山本ビル内	令和 3 年 11 月 30 日
本荘歯科医院	名張市赤目町新川 263-15	令和 4 年 8 月 19 日
スギ薬局 阿倉川店	四日市市羽津山町 2-5	令和 4 年 10 月 26 日
スギ薬局河芸店	津市河芸町東千里字大橋 255-1	令和 4 年 11 月 9 日
桐ヶ丘薬局	伊賀市桐ヶ丘 3-347	令和 4 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局 阿山店	伊賀市馬場 1122-2	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 820 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
畠中医院	伊勢市大湊町 862	令和 4 年 7 月 1 日
いわはな歯科	桑名市青葉町 1 丁目 13 番	令和 4 年 12 月 1 日
田岡歯科医院	伊勢市岡本 1 丁目 5-12	令和 3 年 12 月 1 日
スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-2	令和 4 年 10 月 27 日

スギ薬局 河芸店	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	令和 4 年 11 月 10 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	令和 4 年 10 月 2 日

三重県告示第 821 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
畠中医院	伊勢市大湊町 862	令和 4 年 6 月 30 日
田岡歯科医院	伊勢市岩淵 1-1-29 山本ビル内	令和 3 年 11 月 30 日
本荘歯科医院	名張市赤目町新川 263-15	令和 4 年 8 月 19 日
スギ薬局 阿倉川店	四日市市羽津山町 2-5	令和 4 年 10 月 26 日
スギ薬局河芸店	津市河芸町東千里字大橋 255-1	令和 4 年 11 月 9 日
桐ヶ丘薬局	伊賀市桐ヶ丘 3-347	令和 4 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局 阿山店	伊賀市馬場 1122-2	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 822 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 81 条第 1 項の規定により放置自動車を廃物として認定するため、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

なお、告示の日の翌日から 14 日を経過した日以後において、当該放置自動車を廃物として認定します。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

放置されていた場所	放置自動車の車名	放置自動車の種別	放置自動車の塗色	放置自動車の車台番号	連絡先
北牟婁郡紀北町島勝浦（島勝浦地区海岸）	ダイハツ CUORE	軽自動車	白色	L70S-113389	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

三重県告示第 823 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパークジャズドリーム長島
桑名市長島町浦安 368 番地ほか
- 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 1 月 23 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 824 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田光四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市西坂部町 2430 番 1 地先から 四日市市西坂部町 2368 番地先まで	旧	6.3~9.0	74.7
	新	6.3~9.1	74.7

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山停車場石水溪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市羽若町字中村 271 番 3 地先から 亀山市羽若町字杉前 220 番 1 地先まで	旧	7.6~11.2	123.0
	新	10.6~14.8	123.0

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯南町上仁柿字榎谷 2809 番 1 地先内	旧	27.0~69.7	127.7
	新	31.3~74.1	127.7

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 369 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯南町上仁柿字榎谷 2809 番 1 地先内	旧	27.0~69.7	127.7
	新	31.3~74.1	127.7

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町岩井字崩谷 354 番 2 地先内	旧	6.5~10.9	210.4
	新	6.6~11.4	210.4

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 礪浦押淵線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町相賀浦字元 895 番 7 地先内	旧	4.9~5.3	11.8
	新	4.9~8.3	11.8

三重県告示第 825 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 田光四日市線	四日市市西坂部町 2430 番 1 地先から 四日市市西坂部町 2368 番地先まで	令和 4 年 12 月 23 日

三重県告示第 826 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
一色地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
亀山市小川町
- 3 区域の土地の表示

亀山市小川町字一色 816 番の一部、817 番の一部、818 番 1 の一部、819 番 1 の一部、819 番 2 の一部、819 番 3 の一部、820 番の一部、823 番の一部、836 番 1 の一部、836 番 3 の全部、837 番 1 の一部、837 番 2 の全部、837 番 5 の全部、837 番 6 の一部、838 番 1 の一部、838 番 3 の全部、839 番 1 の一部、839 番 2 の全部、840 番の全部、841 番の一部、842 番の一部、843 番 1 の一部、843 番 2 の一部及び 843 番 3 の一部の土地

三重県告示第 827 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
伊勢農業協同組合	紀勢支店	度会郡大紀町崎 2016-5	度会郡大紀町崎 2154-1	令和 5 年 1 月 10 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
藤森 和也	伊賀市	伊賀市山畑子守 341-1 ほか 5 筆

- 2 農用地利用配分計画の認可日

令和 4 年 12 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 12 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 12月5日	亀山市田村町字蔦ヶ尾 676-1 ほか 48 筆及び字若宮 1043-1 ほか 68 筆ほか	三重郡川越町大字高松 928 株式会社平田興産 代表取締役 平 田 晴 久
令和4年 12月9日	いなべ市員弁町下笠田字旭 1543 ほか 3 筆ほか	いなべ市員弁町下笠田 1551 林 直 晋 いなべ市員弁町下笠田 1551 林 泰 代

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年12月23日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに
附帯業務委託（単価契約）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月18日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。

オ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年1月20日(金)17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類(「印刷機械設備保有状況証明書」)
- (5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図(様式任意)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 加藤
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部広聴広報課企画・広報班 担当 伊藤(英)
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和5年2月6日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年1月31日(火)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年1月31日(火)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年2月6日(月)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年2月6日(月)14時30分

なお、入札書は、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班

案件名 令和5年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」
の印刷並びに附帯業務委託(単価契約)

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年2月6日(月)15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札者は、入札内訳書(添付要)の合計金額を入札書に記載するものとし、入札内訳書に記載する単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

なお、本契約は単価契約であり、入札内訳書に記載された1部あたりの単価を契約金額として契約書に表示します。(免税事業者にあつては、入札内訳書に記載された1部あたりの単価の100分の110に相当する額(円未満小数点以下第2位までとし、第3位以下切り捨て)とします。)

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、入札価格に100分の110を乗じた額(円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、入札価格に100分の110を乗じた額(円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :

Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, February 6, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Monday, February 6, 2023.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, February 6, 2023.

- (4) Managing Authority :

Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2788

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
